

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と東神楽町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1イの表子育て支援体制の充実の項中「NPO法人」を「NPO法人等」に改め、同表オの表消防防災体制の整備の項中「消防防災体制」を「防災体制」に改める。

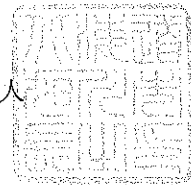
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年12月20日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長 西川 将人



上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

乙 東神楽町

東神楽町長 山本

